# 自分たちの地域を自分たちで守ろう

近年、風水害による被害や、大地震による家屋の倒壊や土砂災害、津波災害など大きな被害が発生しています。

災害が発生した際、市や消防など防災関係機関は防災活動に取り組みますが、災害が大規模になると交通網や通信網の遮断、火災や停電、断水等が起こり、救助活動に時間を要することが想定されます。

災害から財産を守り、被害を最小限に抑えるために、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら防災活動をすることが必要です。共助に取り組む自主防災組織を結成しましょう。

◇自主防災組織とは

地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織です。平常時は防災訓練、広報活動、防災資機材の整備など、災害時には初期消火活動、救出救護、避難誘導、避難所での給水給食などの活動を行います。

◇自主防災組織の結成

地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動計画を定めることで成立します（区・自治会単位）。組織を結成したときは市への届け出が必要です。結成を検討している場合はご相談ください。

◇自主防災組織への補助制度

〈資機材整備補助金〉

新たに結成した自主防災組織を対象に、50万円を上限として防災資機材の整備費を補助しています。

〈防火防災訓練災害補償等共済制度〉

地域内の自主防災組織が主催する防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害の補償を行っています。対象となる訓練は、事前に訓練計画書を提出して市が認めたものに限ります。

問 安全対策課消防防災班

☎0475(70)0303

# 全国瞬時警報システム（Jアラート）の伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時に伝える、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練を実施します。

市内に設置してある防災行政無線および戸別受信機から、最大音量で一斉に放送されますので、災害と間違えないようご注意ください。

▶訓練日時＝5月22日㈬11時

▶放送内容

・上りチャイム音

・「これは、Jアラートのテストです」×3回

・「こちらは防災大網白里市です」

・下りチャイム音

問 安全対策課消防防災班

☎0475（70）0303

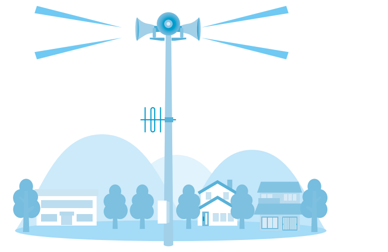

# 生ごみたい肥化装置の設置補助金を交付しています

家庭から出る生ごみの減量や再資源化に有効な、生ごみたい肥化装置などの購入を補助しています。

▼対象

・コンポスト容器、発酵たい肥化（EM）容器＝1世帯当たり各2基まで補助

・機械式処理機、家庭用小型せん定枝破砕機＝1世帯当たり各1基まで補助

※補助金申請後10年が経過し、または故障などで新たに購入した場合、再度補助対象となります。

▼補助金額＝購入費の半額（最大2万円）

▼申請方法＝領収書（機種、基数、金額、宛名の記された購入後1年以内のもの）、印かん、振込先の分かるもの（預金通帳等）を持参

申・問 地域づくり課環境対策班

☎0475(70)0386

# 市消防ポンプ操法大会

迅速で的確な行動と、消防用機械器具の操作技術を競う「大網白里市消防ポンプ操法大会」が実施されます。日ごろの訓練成果をご覧ください。

▶日時＝5月26日㈰8時～

▶会場＝市運動広場

※雨天の場合は、運動広場駐車場。

◇山武消防ポンプ操法大会

山武消防ポンプ操法大会に本市を代表して第1分団第3班（大網（前島・長峰・内谷・竹の下・道塚・北谷）、みどりが丘（1丁目・2丁目の一部～4丁目の一部）、山口、堀畑）がポンプ車の部で出場します。

▶日時＝6月9日㈰8時30分～

▶会場＝県立蓮沼海浜公園第1駐車場（山武市蓮沼）

問 安全対策課消防防災班　☎0475(70)0303

# 災害から市民を守る消防団

消防団は、普段それぞれの職業をもちながら「自分たちの街は自分たちで守る」という郷土愛護の精神のもと、地域住民の安心安全のため、災害から地域を守っています。

今年度も新たに団員を加え、地域防災のリーダーとしての自覚を持って、日夜活動に精励しています。

◇新団員に教育訓練を実施

4月21日、南消防署員の指導のもと、規律訓練を中心に消防ポンプの操作要領などを学習する教育訓練を実施し、消防団員への第一歩を踏み出しました。

◇消防団員を募集

災害現場や防災で重要な役割を担うのが消防団です。しかし、近年では団員不足が深刻な課題となっています。

「大切な地域や家族を災害から守る」という使命のもと、あなたも消防団に入団しませんか。**18歳から60歳未満で市内在住・在勤の健康な方なら、男女問わず誰でも入団できます。**

問 安全対策課消防防災班

☎0475(70)0303

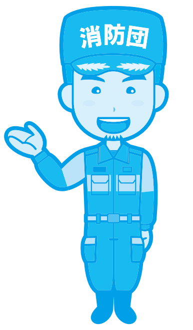


# 道路補修用の原材料を支給しています

道路補修のため、区長・自治会長等の申請に基づき原材料を支給しています。

必要に応じて取りまとめの上、建設課までご相談ください。

▼支給できる原材料の種類＝砕石、山砂、土のう袋、常温合材（アスファルト簡易補修材）

▼申請方法＝原材料支給申請書、支給先と使用する場所が分かる地図を提出

※申請書は、市ホームページおよび建設課で配布しています。

申・問 建設課管理班

☎0475(70)0350

# 耐震改修の補助上限額を100万円に拡大しました

木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

家の耐震化で大切な命を守りましょう。

◇耐震診断

講習を受けた建築士が旧耐震基準で設計されている建物の耐震性を確認します。

◇耐震改修

耐震診断の結果、耐震性が不足している建物の構造を補強します。

▶対象＝次のすべてに該当する木造住宅

①市内に所在している

②昭和56年5月31日以前に着工されたもの

③一戸建て

④在来軸組工法により建築され、地上2階建以下のもの

▶補助額

・耐震診断＝費用の2/3（上限8万円）

・耐震改修＝設計・工事・監理費用の2/3（上限100万円）

詳細は市ホームページをご覧いただくか、問い合わせください。

問 都市整備課営繕室

☎0475(70)0366

▲耐震補助について（市ホームページ）

# 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の受付を開始します

地球温暖化対策や電力の強靭化を図るための住宅用設備等を導入した方に、設置費用の一部を補助します。

**▼受付期間＝5月7日㈫～令和7年2月28日㈮**（閉庁日を除く）

※予算額に達し次第締め切り。

▼対象

・家庭用燃料電池システム（エネファーム）（停電時自立運転機能の有りのみ）

・定置用リチウムイオン蓄電システム（上限7万円）

・窓の断熱改修（上限8万円）

・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（V2Hの併設の有無により上限15万円もしくは10万円）

・V2H充放電設備（上限25万円）

▼主な要件等

①補助対象設備を導入した住宅に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること

②世帯全員が市税を滞納していないこと

③補助対象設備の設置工事等補助事業に着手する日が、令和6年4月1日以降であること。

※そのほかの要件も、申請前に必ずご確認ください。

▼申請方法＝補助対象設備等の設置後に、所定の交付申請書に必要書類を添えて申請（郵送・メール不可）

申・問 地域づくり課環境対策班

☎0475(70)0386

# 市道の道路側溝（U字溝）の清掃にご協力を

道路の側溝に土砂等が堆積することにより、大雨時に排水があふれる原因となります。

排水能力を維持するため、近隣住民や地元地区での定期的な清掃のご協力をお願いします。なお、**市では各地区に対して側溝内の土砂等を入れる土のう袋の支給や側溝の蓋上げ器具の貸し出し、清掃後の土砂等の回収を行っています。**

※申請書は、市ホームページおよび建設課で配布しています。

申・問 建設課管理班

☎0475(70)0350